

知的財産関連の動向

最近の WIPO の動き (9)

世界知的所有権機関 (WIPO) 日本事務所 *

1. はじめに

本稿では、WIPO の最近の動きとして、以下の4つを紹介する。

- ・ WHO, WTO, WIPO による COVID-19 対応に関する共同合意 (6月22日)
- ・ 日本開催の知財教育に関する IP4Youth&Teachers ワークショップ (6月1～4日)
- ・ 知的財産制度への女性の参加に特化した初めての会合 (4月28日)
- ・ クリエイターの知的財産の権利やその管理に関する知識と認識を高め、正当な報酬を得られるよう支援する取り組みである WIPO for Creators へのパートナー参加

2. WHO, WTO, WIPO による COVID-19 対応に関する共同合意¹⁾

世界保健機関 (WHO)、世界知的所有権機関 (WIPO)、世界貿易機関 (WTO) は、2009 年以降、公衆衛生、知的財産、貿易に関連する問題に関する協力を行っており、これまでに、国、地域、多国間レベルでの実務的な技術支援活動、ハイレベル政策シンポジウム、イノベーションと医療技術へのアクセスに関連する政策問題を示した三機関間調査などを実施してきた。WHO、WIPO、WTO の各事務局長は、COVID-19 感染拡大や、公衆衛生、知的財産、貿易が交差する差し迫った世界的な課題に取り組むためのさらなる協力関係について協議を行い、6月22日に、COVID-19 のパンデミックに立ち向かう加盟国への支援を強

化することへの合意を共同で発表した。

概要としては、これまで長年にわたり継続してきた WHO-WIPO-WTO の三機関間協力のコミットメントをさらに強化することに合意するとともに、柱となる2つの取り組みを展開することに合意した。1つは、COVID-19 パンデミックの現状とその対応に関する最新情報を共有し、COVID-19 に関する医療技術へ皆が平等にアクセスできるようにするための一連の能力構築支援ワークショップの開催である。第一回目は2021年9月に「技術移転とライセンスに関するワークショップ」と題して開催される予定である。このワークショップでは、医療技術だけでなく、広く関連する製品やサービスについても取り上げ、知的財産、ノウハウ、技術移転の機能について、参加国の知識と理解を深め、加盟国政府の政策立案者や専門家の能力を強化し、パンデミックに対応できるよう支援する。2つ目の取り組みは、三機関及びそのパートナーが提供する医薬品アクセス、知的財産、貿易問題に関するあらゆる専門知識を統一して体系的に利用できる COVID-19 医療技術支援のための共同プラットフォームの提供である。このプラットフォームでは、特に、COVID-19 のワクチン、医薬品、その関連技術のまだ満たされ

* WIPO の外部事務所の1つ。東京・霞が関に位置する。詳しくは、WIPO 日本事務所のウェブページをご覧ください：

<https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/>

また、WIPO や WIPO 日本事務所の主要な活動については、ニュースレター (四季報) にて定期配信中：
https://www3.wipo.int/newsletters/ja/#wipo_japan

ていないニーズを評価し、優先順位をつけることを支援する。さらに、ワクチン、医薬品、技術を手に入れるために利用可能なすべての選択肢を最大限に活用するために、タイムリー且つカスタマイズされた技術支援を提供する。さらに、2020年にWHO-WIPO-WTOで公表した「医療技術とイノベーションへのアクセス促進：公衆衛生、知的財産、貿易の相互関係」(“Promoting Access to Medical Technologies and Innovation: Intersections between public health, intellectual property and trade”)²⁾という資料に記載されているCOVID-19関連措置の概要も定期的に更新される予定である。

それぞれの機関の専門知識と資源を最大限に活用してこれらの取り組みを実施し、COVID-19のパンデミックを終息させ、世界中のあらゆる場所ですべての人々の健康と幸福を向上させることを目指す。

3. IP4Youth&Teachers ワークショップを日本で開催³⁾

2021年6月1日から6月4日にわたり、WIPOアカデミーとWIPO日本事務所は、IP4Youth&Teachersプロジェクト⁴⁾の一環として、若者への知的財産(IP)の教育方法に関するワークショップをオンライン形式で開催した。IP4Youth&Teachersプロジェクトとは、WIPOにおいて知財教育を所管するWIPO Academy⁵⁾が主導するプロジェクトであり、知財教育を行う講師や教育を受ける生徒に向けて知財の教育及び学習に関するコンテンツを提供するとともに、知財教育関係者が集って議論する場であるワークショップも開催している。今回は、日本国特許庁からFIT/日本産業財産グローバルファンド(Funds-In-Trust Japan Industrial Property Global)による財政面などの支援を受け、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス人民民主共和国、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナムの44名の政策立案者、教員、実務者を対象とし、はじめて日本事務所と共催の形でワークショップを開催した。

本IP4Youth&teachersワークショップは遠距離学習とオンラインによるワークショップ⁶⁾、エッセイの提出⁷⁾を組み合わせたハイブリッド形式をとり、日本語と英語で行われた。参加者は遠距離学習における必須科目を受講した後にオンラインワークショップに臨んだ。次世代の知的財産の利用者を育成し、創造性、イノベーション、起業家精神を促進するという観点から、若者に対する知的財産の教育の重要性に焦点を当てつつ、特に、オンラインワークショップでは、以下のような幅広いテーマが取り上げられた。

- ・若者の創造性とイノベーションの育成における知的財産教育の役割
- ・政策立案者がビジネスケースを活用し、知財教育政策の問題を国に提起する方法に関する実務的なステップ
- ・学校で創造性と知的財産を教える際の方法論的アプローチ
- ・学生による発明品の紹介
- ・創造性を発揮するためのツールとしてのTRIZ (Theory of inventive problem solving)
- ・学生のための著作権、伝統的知識、特許、商標に関する学習成果及びレッスン計画の作成に関する練習

オンラインワークショップでは講師からの講義と参加者同士によるディスカッションが行われたが、講師陣としては、世界各地から知財教育関係者が参加し、日本からも山口大学教授 小川明子氏、沼津工業高等専門学校 大津孝佳氏、北海道大学アイヌ・先住民研究センター 落合研一氏、特許庁 高岡裕美氏、丸岡大志氏に御登壇いただいた。また、学生の杉江芽依さん、栗原志織さんには第79回全日本学生児童発明くふう展にて学生で奨励賞を受賞した発明品の紹介をそれぞれ行っていただいた。オンラインワークショップ終了後には、各講義を踏まえて、創造性や知的財産に関する授業又はビジネスケース、あるいは創造性に関するカリキュラムの提案が参加者からエッセイ形式で提出され、講師により評価され修了と

なれば修了証明書が発行される。

オンラインワークショップでは参加者からの質問や議論も活発に行われるとともに、参加者同士のネットワークの構築も行われ、実りの多いワークショップとなった。

4. 知的財産の男女格差を埋めるための会合を初開催⁸⁾

WIPO は、男女間におけるイノベーションの格差を埋めることの重要性についての意識を高め、知的財産エコシステムに参加する女性を増やすとともに、女性が知的財産制度にアクセスする際に直面する障壁に対処するための経験と実践を共有することを目的として、知的財産制度への女性の参加に特化した初めての会合を 2021 年 4 月 28 日に開催した。この会合はメキシコの提案に基づき、2018 年 11 月に開催された開発と知的財産に関する委員会 (CDIP) 第 22 回目のセッションで決定された枠組みの中で始まったものであり、この会合は今後定期的に開催される予定である。

今回の第一回定期会合は、「障壁のマッピングと対処 (Mapping and Addressing Barriers)」と題し、女性が知的財産制度を利用し、より多くの利益を得る、ということに妨げている障壁について議論するとともに、チリや韓国の調査結果とケーススタディをもとに、女性のイノベーションへの参加を促進する機会について考察を行った。パネリストからは、女性がイノベーションと発明に参加しようとするときに直面する最も一般的な障壁として、以下の項目が提起された。

- ・資金や知識などに関するリソースへのアクセスの欠如
- ・STEM 分野やその他の知的財産関連分野での女性の割合が低く、ロールモデルに触れる機会が限定されていること
- ・知的財産権の価値についての理解の欠如
- ・差別、偏見、性差別、社会文化的規範と期待

さらに、男女別のデータやその他のジェンダーに配慮した指標が限られているため、政策立案者や知財実務者は知的財産の男女格差の幅と深さをよりよく理解することができないことについても指摘がなされた。

パネリストからこれらの障壁に対処するための提言がなされた。例えば、チリからは、知財庁でジェンダーに配慮した方針を採用すること、韓国からは、女性発明家に的を絞った能力開発活動を提供することなどが挙げられた。

この会合のアーカイブ動画は、WIPO の WebCasting⁹⁾ から無料で視聴可能であるので是非御覧いただきたい。また、次回会合は 7 月 7 日に「複数の利害関係者のイニシアチブを探る (Exploring Multi-stakeholder initiatives)」と題して開催予定 (参加無料) である¹⁰⁾。

5. WIPO for Creators が最初のパートナーを迎える¹¹⁾

WIPO for Creators¹²⁾ とは、知的財産の権利やその管理に関する知識と認識を高めることで、世界中のクリエイター (Creators) がその仕事を認められ、正当な報酬を得られるように支援する WIPO の新しい取り組みであり、この 6 月に複数のパートナーをはじめて迎えた。2020 年に設立された WIPO for Creators は、WIPO とスウェーデンに拠点を置く Music Rights Awareness Foundation によって立ち上げられた官民パートナーシップであり、この取り組みを推進することを目的として集まった世界中のクリエイター、政府、その他の利害関係者からなるコミュニティである。WIPO for Creators で最初にパートナーとなった組織・団体は以下の 8 つであり、ダレン・タン WIPO 事務局長からはこの先駆的な各パートナーを歓迎するとともに、クリエイターが作品を世界に発信する際の著作権制度の利用に関する認識を高め、知識を深めるためのこの取り組みを各パートナーが強力に後押しすることへの期待が示された。

- ・著作権協会国際連合 (CISAC)

- ・ Digital Data Exchange (DDEX)
- ・ 国際作家フォーラム (IAF)
- ・ 国際音楽出版社連盟 (ICMP)
- ・ 国際フォノグラフィック産業連盟 (IFPI)
- ・ Independent Music Publishers International Forum (IMPF)
- ・ 国際出版連合 (IPA)
- ・ 実演家権利管理団体協議会 (SCAPR)

WIPO for Creators は現在、パートナーを含む協力者間のネットワークを構築すると同時に、様々なクリエイティブ分野において世界中のクリエイターを支援することを目的とした、オンラインの権利啓発プラットフォームである Creators Platform¹³⁾ を開発中である。Creators Platform では、各業界の著名なクリエイターが登場し、継続的に更新される高品質でインタラクティブな「マイクロラーニング」ビデオという形で、クリエイター主導のサービスを提供していく予定である。このテキストとビデオは、クリエイターがクリエイティブな作業中に疑問に思ったことを即座に解決できるよう設計される。この Creators Platform は最初は音楽業界のクリエイターを対象としたコンテンツを提供予定であるが、今後、文学、視聴覚作品、演劇、視覚芸術を含むすべての業界のクリエイターを対象としたものに拡大していく予定である。

このような WIPO for Creators の取り組みをさらに発展させるために、日本からもパートナーとして多くの組織・団体が参加されること、及び、Creators Platform を充実させるためのアイデアが寄せられることを期待している。

(注)

- 1) 関連する WIPO ウェブページ (日本語) : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0027.html
- 2) 関連する WIPO ウェブページ (英語) : <https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4511&plang=EN>
- 3) 関連する WIPO ウェブページ (日本語) : https://www.wipo.int/academy/ja/news/2021/news_0017.html
- 4) 関連する WIPO ウェブページ (英語) : <https://wipo.int/ipedu/>
- 5) 関連する WIPO ウェブページ (英語) : <https://www.wipo.int/academy/en/>
- 6) 企画当初は対面でのワークショップを開催する予定であったが、COVID-19の影響によりオンライン開催に変更した。
- 7) エッセイの提出は必須ではなく、参加者が任意で選択できる。エッセイの提出期限は8月中旬を予定。
- 8) 関連する WIPO ウェブページ (日本語) : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0026.html
- 9) WebCasting の URL : <https://webcast.wipo.int/>
- 10) 関連する WIPO ウェブページ (英語) : https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=64628
- 11) 関連する WIPO ウェブページ (日本語) : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0025.html
- 12) 関連する WIPO ウェブページ (英語) : <https://www.wipo.int/wipoforcreators/en/>
- 13) 関連する WIPO ウェブページ (英語) : https://www.wipo.int/export/sites/www/wipoforcreators/en/pdf/introduction_creators_platform.pdf

(原稿受領日 2021年6月30日)